

=消費生活相談員のための判例紹介=

呉服等販売店による個別クレジット名義貸し事件

改正割販法 35 条の 3 の 13 による個別クレジット契約の取消（不実告知取消権）を正面から適用した先例

旭川地裁平成 26 年 3 月 28 日判決（立替払金請求被告事件）

（①旭川地裁平成 24 （ワ）第 108 号等、②旭川地裁平成 24 年（ワ）第 229 号）「控訴」

京きものあづま被害者弁護団 弁護士 金 昌宏（旭川弁護士会）

1 それは 1 本の電話からはじまった

平成 24 年 1 月 6 日に北海道立消費生活センター相談部長より切迫した電話が入りました。「昨年 11 月に呉服販売店が倒産し、40 名超の高齢者が訪問販売の勧誘を受け個別クレジットの名義貸しをしていたことが発覚（商品の引渡しなし）。センターにも相談が殺到しており消費者には「抗弁書」を提出してもらっている。しかし、センター仲介の際、信販会社担当者は「抗弁反対書」を出すと言い放った。この信販会社は『名義貸しは悪いことだ。販売店の責任と同等だ。』の一点ばかりで、調査というより回収に走っている。平成 14 年通達（必要な調査の義務づけ）の趣旨にも反している。

販売店は 2 月に破産申立予定だが、信販会社が刑事告訴をちらつかせている状況では破産を断念し行方不明になる危険も高い。他方、信販会社の加盟店調査は杜撰。消費者の保管する契約書にも多数の疑義があり（店舗契約のはずなのに FAX の発信履歴が自宅からとか、年金生活者で 1 度目の契約と 2 度目の契約とで不自然に収入額が倍増するなど）与信も杜撰。

販売店社長は、顔なじみの客に「迷惑をかけることはないから、高齢でクレジットを組めない人のために、名義を貸してくれ」などと言って、名義貸しを頼んでいる。相談員としては、事案の性質上、消費者 0、信販会社 100 という解決はあり得ないと考えている。是非、大至急、被害者聴取会、弁護団結成をお願いしたい。」

驚くべきことに、後日、弁護団が訴訟で主張、立証した問題点の多くをすでに相談員が分析、主張していました。のみならず、同センターでは、抗弁対抗に関する背信的事情説（平成 16 年 4 月 16 日ダンシング大阪高裁判決等。名義貸与者の抗弁対抗が制限されるのは、消費者に何らかの過失や不注意があるだけでは足りず、クレジットの不正利用によって信販会社に損害を及ぼすことを認識しながら、自ら積極的に加担したというような背信的事情がある場合といった極めて例外的な場合に限定されるべきとの考え方）に従って、信販会社の一方的

な主張に徹底抗戦しており、目を見張りました。

2 集団被害者聴取会から弁護団結成、応訴対応へ

要請を受けて、1 月中に、2 回の集団被害聴取会を開催し、有志による弁護団を結成し交渉をすすめましたが、信販会社の態度が変わらず、立替払い金請求を提起されました（①事件：被告 34 名）。その後、別の信販会社からも同様の訴訟を提起されました（②事件：被告 3 名）

販売店は平成 24 年 4 月に破産開始決定を受けたため、管財人に協力を要請し、早期の段階で、販売店代表者から事情聴取することができました。翌年、本件裁判係属中に代表者が急死し、証人尋問を実施できませんでしたが、事情聴取した録音媒体及び録音反訳書を証拠として提出できました（もちろん消費者にとって不利な供述も含まれていますが、他の証拠で弾劾する方針をとり、包み隠さず全ての実態を明らかにして裁判所の判断に委ねるというのが弁護団のスタンスでした）。破産申立書類も謄写の上、書証として提出しました。①事件、②事件ともに、本人尋問、信販会社証人（与信担当、加盟店管理担当）の尋問、販売店代表者妻の尋問を実施しました。

改正法の審議会議事録は、立法趣旨の立証に極めて有効で、判決でそのまま引用されました。

なお、本件は、改正割販法の施行日（平成 21 年 12 月 1 日）以降の契約がほとんどですが、改正前の契約も一部ありました。

3 判決

（1）改正割販法 35 条の 3 の 13 による個別クレジット契約の取消し（改正後被告）

ア．訪問販売該当性

本件立替払契約に係る売買契約は、いずれも営業所等以外の場所（2 件は販売目的を隠して店舗に呼出型）における契約であり訪問販売に該当。

イ．不実告知該当性

① 不実告知の対象である割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号の「その他購入者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項」とは、同項 1 号から 5 号に規定する契約内容や取引条件に限らず、契約締結の動機も含まれ

る。

② 資金繰りが悪化した販売業者が「支払について迷惑はかけない」などと言って名義貸しを依頼する事案における「支払負担を不要とする旨の説明」は、立替払契約締結の動機に関する事項であって、この点の不実告知がなければ一般通常人も立替払契約の申込みの意思表示をしなかつたであろうと考えられる点で重要性が認められるから、割販法35条の3の13第1項6号の不実告知の対象に含まれる。

③ 以上の解釈は、割販法の平成20年改正の趣旨にも合致する。すなわち、平成20年改正により、あっせん業者による加盟店調査義務(割販法35条の3の5)が規定され、あっせん業者は、訪問販売に係る立替払契約を締結しようとする場合、不実告知等による誤認の有無を調査すべきことが規定された。平成21年5月28日開催の消費経済審議会特定商取引法部会割賦販売部会合同会合において、割販法を所管する取引信用課が、加盟店調査義務(割販法35条の3の5)の調査対象事項である「不実告知等による誤認の有無」(割販法規則76条11項5号)には、「名義貸し事案における申込者の支払負担を不要とする旨の虚偽説明も含まれる」旨の解釈を示した。

ウ. 誤認及び因果関係

① 販売業者が購入者に対し「絶対に迷惑はかけない」と支払負担を不要とする旨の不実告知をした場合、特段の事情のない限り、購入者は、これを真実だと誤認したということができるが、販売業者においてクレジット取引を悪用してあっせん業者に損害を及ぼす意図があることを、購入者が知りながらこれに積極的に加担した場合には、購入者を保護すべき前提を欠く上、購入者は不実告知された内容を誤認したとは言えないといるべきである。

② これを本件についてみると、購入者らは前述のとおり告知された内容を真実であると誤認したこと(販売業者が支払不能状態であることや金融を得る目的で悪用する意図の認識がないこと)が認められ、損害を及ぼす意図を知りながらこれに積極的に加担したことをうかがわせる事情は認められない。

(2) 平成21年12月施行前の被告について

① あっせん業者が、販売業者に立替払契約の申込受領権限を与える、媒介的立場にあるから、民法94条2項の第三者に当たらないと解する。また、抗弁対抗規定は、民法94条2項に優先するものと解されるから、虚偽表示による無効を対抗すること

ができる。

(3) 信販会社による「信義則違反の主張」を排斥

本件顧客らは、販売業者から名義貸しの執拗な勧誘を受けたこと、電話意思確認に販売業者が同席して応答したり、一部の購入者は販売業者が代わりに応答したこと、名義貸しの謝礼の物品を受領しているが名義貸しの対価に当たるとまでは言えないこと、あっせん業者の電話確認は定型的で簡単な内容であることなどに照らし、不実告知取消(改正後被告)抗弁対抗(改正前被告)は、信義に反するとは言えない。

4 相談員との連携の大切さ

本件では、相談員との学習会(札幌)に顔を出していた当職に、被害者聴取会開催の依頼がありました。消費者被害救済の最前線に立ち、身体を張って日夜奮闘している相談員の皮膚感覚や思い(名義貸与者が、販売店の不始末の責任を全部負うのはおかしいとの素朴な法感情)に、多少なりとも応えることができたことが、今回、何よりうれしいことです。

集団的対応のメリットは、多数の被害実例を分析することで信販会社の加盟店管理体制・与信体制の杜撰さの全体像を浮き彫りにできること、被害者1人あたりの訴訟費用等の負担を相対的に軽減できることなどです。相談員の思いをくみ取れる弁護士側の受け皿作り、日頃からの両者の連携の必要性(学習会、110番の共催など)を実感しました。

この点、当職(島原ひまわり基金法律事務所初代所長)が以前所属していた長崎では、相談員と弁護士等との学習会が活発で日常的な連携もスムーズでした。本件のような名義貸し事例でも、信販会社の側から弁護団に対し早期の訴外和解を打診されるような関係が構築されていました。「信販会社のコンプライアンス」の実現に相談員と弁護士等との連携が寄与し、「法の支配」が消費者相談の現場に及んでいることを日々実感できました。そこで学習や弁護団としての経験が、本件の活動の源になったことを、本紙面をお借りして御礼申し上げます。

併せて、北海道でも着実な連携が進んでいますことをご報告させて頂きます。

5 必須参考文献

- ① 「割賦販売法」勁草書房(池本誠司、後藤巻則著)
- ② 「判例に学ぶ消費者契約トラブルへの対処法」長崎県弁護士協同組合(福崎博孝著)
- ③ 大阪高裁H16.4.16判決(ダンシング事件)等の「背信的事情説」

なお、上記著者の先生をはじめ、多数の弁護士の応援を受け、現在札幌高裁で控訴審係属中です。